

第7号様式(第9条関係)

(その1)

## 令和4年分収支報告書

(ふりがな) こばやしまなぶこうえんかい

1 政治団体の名称 小林学後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都目黒区碑文谷2-15-3

3 代表者の氏名 小林 学

4 会計責任者の氏名 篠崎 俊介

事務担当者

※収支報告書の内容  
に関する問い合わせ  
に応じられる方の氏名  
等を記入してください。

小川 真一

(氏名) (電話) 080-3342-7555

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政	党 部
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	政治資金規正法第18条の2第1項 規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	△ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	△ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	( )
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	小林 学
公職の種類 (現職・候補者の別)	衆議院議員 (候補者等)
公職の候補者の氏名(2人目)	( )
公職の種類 (現職・候補者の別)	( )
公職の候補者の氏名(3人目)	( )
公職の種類 (現職・候補者の別)	( )

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

(注) ※本年の収入及び支出がともに「〇(ゼロ円)」で、かつ、資産等が全て「無」の場合は、(その1)、(その2)、(その17)、(その20)の4枚のみ必要となります。

※国会議員関係政治団体は、右側の「国会議員関係政治団体の区分、公職の候補者等の氏名」等の欄を記入願います。

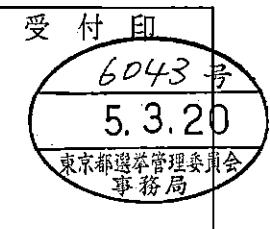
※「資金管理団体の指定の期間」、「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」は年間を通して指定又は適用されていた場合は、記入は不要です。

※この欄は、記入不要です。

消込	パンチ	照合
済		

100500

受付	受付年月日	年分	整理番号(右詰め)	入力	照合	修正



(その2)

## 收支の状況

## 1 収支の総括表

収入総額 -	0 円
(前年からの繰越額) -	0
(本年の収入額) -	0
支出総額 -	0
翌年への繰越額 -	0

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額 -	0 円
員数 -	0 人

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0 円	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	0	

(その17)

## 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※各項目別区分の「有無」について、□にチェックをしてください。有にチェックした場合は、(その18)に項目別区分ごとに記載してください。

## 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5年 3月 13日

政治団体の名称 小林学後援会

会計責任者の氏名 篠崎 俊介



代表者の氏名  
(解散時のみ記入すること)



※解散等の場合は、会計責任者と代表者の記名押印又は署名が必要です。（解散時以外は、代表者の記名押印又は署名の必要はありません。）  
※「監査意見書」は、「政党の本部」、「政治資金団体」のみが提出し、「政党の支部」及び「その他の政治団体」は、不要です。  
※「国会議員関係政治団体」は「政治資金監査報告書」を提出する必要があります。

# 政治資金監査報告書

令和 5 年 3 月 10 日

小林学後援会

代表 小林 学 殿

登録政治資金監査人

青山 武郎



登録番号 第 5221 号

研修修了年月日 平成 29 年 5 月 11 日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、小林学後援会（国会議員関係政治団体名）の令和 4 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、小林学後援会（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を微し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

小林学後援会（国會議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、小林学後援会（国會議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上